

令和3年 第7回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和3年7月12日(水)午後1:30~2:00

2. 場 所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
委員	1	田守 和人
委員	3	下村 勇一郎
委員	4	工藤 勉
委員	5	荻沢 功
委員	6	橋端 哲美
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (2人) 2番長井 進 7番谷地村 久人

5. 会議書記 事務局主事 服部 瑞

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について

日程第4 議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第6 議案第18号 非農地証明願について

(令和3年第7回総会)

議長	会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、6番橋端委員にお願いします。
	新郷村農業委員会憲章の唱和
議長	本日の出席委員数は8名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第7回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には3番下村委員並びに4番工藤委員を指名いたします。
議長	次に日程第2諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に日程第3、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。 農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告いたします。 3ページをお開きください。 解約の理由は、借り手が諸事情により土地を返還することになり、利用権の合意解約をするものです。 農地の所在、地目、面積等の詳細は、3ページの議案書記載のとおりです。4ページに解約に係る合意書と通知書の写し、5ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。

	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に日程第4、案第16号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号11号の審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第4、議案第16号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。</p> <p>農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。</p> <p>7ページをお開きください。</p> <p>議案第16号、受付番号11号の申請は、譲渡人の労働力不足により、農地を手放したいと考えていたところ、譲受人が事業規模拡大を考えていたことで両者の意思が一致し、申請されたものです。</p> <p>農地の所在、地目、面積等の詳細は、7ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>8ページに農地法第3条第1項の調査書、9ページに許可申請書の写し、10ページに位置図、11ページに現況写真を添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第11号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を8番佐藤委員から報告を求めます。
事務局	<p>座ったまま失礼します。</p> <p>議案第16号、受付番号11号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は、譲渡人が他町村に住んでいて、労働力不足により、農地を手放したいと考えていました。</p> <p>譲受人は、経営規模拡大をして農業経営の安定を図りたいと考えていたので、両者の意思が一致し、申請されたものです。</p> <p>利用状況からみて、特段問題無いと考えます。</p> <p>また、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等についても、問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。

	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。
議長	次に議案第16号、受付番号12号の審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	12ページをお開きください。 議案第16号、受付番号12号の申請は、譲受人が現在所有している農地との利用効率を図るために、譲渡人へ売買を打診したところ、両者の意思が一致し、申請されたものです。 農地の所在、地目、面積等の詳細は、12ページの議案書記載のとおりです。 13ページに農地法第3条第1項の調査書、14ページに許可申請書の写し、15ページに位置図、16ページに現況写真を添付してありますので、参考にしてください。 以上で受付番号第12号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を9番佐藤委員から報告を求めます。
事務局	座ったまま失礼します。 議案第16号、受付番号12号の現地調査の結果を報告します。 申請地について譲受人は、所有農地の利用効率を図りたいと考えていて、譲渡人に売買を打診したところ、両者の意思が一致し、申請されたものです。 利用状況からみて、特段問題は無いと考えます。 また、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等についても、問題は無いものと考えます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。
議長	次に議案第16号、受付番号13号の審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	17ページをお開きください。

	<p>議案第16号、受付番号13号の申請は、譲受人は受付番号12号の譲渡人であり、12号の申請場所と別の場所に農地を探していたところ、譲渡人は申請農地を手放したいと考えていたので、両者の意思が一致し、申請されたものです。</p> <p>農地の所在、地目、面積等の詳細は、17ページの議案書記載のとおりです。18ページに農地法第3条第1項の調査書、19ページに許可申請書の写し、20ページに位置図、21ページに現況写真を添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第13号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を8番佐藤委員から報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第16号、受付番号13号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は、譲渡人は労働力不足により、農地を手放したいと考えていました。</p> <p>譲受人は、農業経営の安定を図りたいと考えていたので、両者の意思が一致し、申請されたものです。</p> <p>利用状況からみて、特段問題は無いと考えます。</p> <p>また、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等についても、問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第16号、受付番号11号から13号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第16号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第5議案第17号</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について議題いたします。</p> <p>受付番号32号、整理番号3の32号について審議に付します。</p>

	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>22ページをお開きください。</p> <p>日程第5、議案第17号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおりの農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。</p> <p>23ページをお開きください。</p> <p>受付番号32号、整理番号3の32号について説明いたします。</p> <p>令和3年6月24日付けで新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>この案件は、27ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になるため、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積等の詳細は、23ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>なお、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定であります。</p> <p>24ページに新郷村長からの協議文書の写し、25ページに農用地利用集積計画公告一覧表の写し、26ページにあおもり農業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、27ページに農用地利用集積計画の写し、28ページに位置図、29ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号32号、整理番号3の32号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を9番 佐藤委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第17号、受付番号32号、整理番号3の32号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は畠であります。</p> <p>申請地は、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は、農地中間管理機構から借り受け人に、畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>

議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、議案第17号、受付番号33号、整理番号3の33号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>30ページをお開きください。</p> <p>受付番号33号、整理番号3の33号について説明いたします。</p> <p>令和3年6月24日付けで新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>この案件は、34ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になるため、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積等の詳細は、30ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>なお、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。31ページに新郷村長からの協議文書の写し、32ページに農用地利用集積計画公告一覧表の写し、33ページにあおもり農業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、34ページに農用地利用集積計画の写し、35ページに位置図、36ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号33号、整理番号3の33号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を8番 佐藤委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第17号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第17号、受付番号33号、整理番号3の33号の申請地は畠であります。</p> <p>申請地は、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は、農地中間管理機構から借り受け人に、畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと考えます。</p>

	以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、議案第17号 受付番号34号、整理番号3の34号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>37ページをお開きください。</p> <p>受付番号34号、整理番号3の34号について説明いたします。</p> <p>令和3年6月24日付けで新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>この案件は、41ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になるため、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積等の詳細は、37ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>なお、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定であります。</p> <p>38ページに新郷村長からの協議文書の写し、39ページに農用地利用集積計画公告一覧表の写し、40ページにあおもり農業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、41ページに農用地利用集積計画の写し、42ページに位置図、43ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号34号、整理番号3の34号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を9番 佐藤委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第17号、受付番号34号、整理番号3ノ34号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は畑であります。</p> <p>申請地は、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は、農地中間管理機構から借り受け人に、畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p>

	<p>また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、議案第17号受付番号35号、整理番号3の35号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>44ページをお開きください。</p> <p>受付番号35号、整理番号3の35号について説明いたします。</p> <p>令和3年6月24日付けで新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>この案件は、48ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になるため、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積等の詳細は、44ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>なお、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定であります。</p> <p>45ページに新郷村長からの協議文書の写し、46ページに農用地利用集積計画公告一覧表の写し、47ページにあおもり農業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、48ページに農用地利用集積計画の写し、49ページに位置図、50ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号35号、整理番号3の35号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を8番 佐藤委員から報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第17号、受付番号35号、整理番号3の35号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は畠であります。</p> <p>申請地は、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は、農地中間管理機構から借り受け人に、畠として借り出されるも</p>

	<p>のであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第17号、受付番号第32号から第35号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第17号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第6、議案第18号「非農地証明願いについて」を議題といたします。受付番号第2号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第6、議案第18号 非農地証明願について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否か(農地・非農地)の判断を別紙のとおり依頼があったので審議を求めるものです。</p> <p>受付番号第2号について内容を説明いたします。</p> <p>52ページをお開きください。</p> <p>受付番号第2号の非農地証明願いは、令和3年6月24日に申請があり、6月25日に受付しております。</p> <p>農地の所在、地目、面積等の詳細は、52ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>非農地に至った事由については、所有者の労働力不足により、平成24年頃から耕作していないため、はんの木が生育し山林の状態になっており、農地に復元することが困難な状況にあるためです。</p> <p>53ページに非農地証明願いの写し、54ページに案内図の写し、55ページに登記事項証明書の写し、56から57ページに公図の写し、58ページに現況写真、59ページに写真撮影方向図の写し、60ページに位置図、61ページに7月2日利用状況調査時に撮影した現況写真を添付してありますので参考に願います。</p> <p>以上で受付番号2号の説明を終わります。</p>

議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を9番佐藤委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第18号、受付番号2号について、現地調査の結果を報告します。</p> <p>以前は畠として耕作していましたが、所有者の労働力不足のため、現在は畠全体に「はんの木」が生育し、山林状態であることから、農地への復元は困難と思われます。</p> <p>よって、非農地証明の交付は問題ないと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	異議なしと認めます。
議長	<p>次に、議案第18号、受付番号第3号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>62ページをお開きください。</p> <p>受付番号第3号について内容を説明いたします。</p> <p>受付番号第3号の非農地証明願いは、令和3年6月24日に申請があり、6月25日に受付しております。</p> <p>農地の所在、地目、面積等の詳細は、62ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>非農地に至った事由については、所有者の労働力不足により、昭和56年頃杉苗を植林したもので、農地に復元することが困難な状況にあるためです。</p> <p>63ページに非農地証明願いの写し、64ページに案内図の写し、65から66ページに登記事項証明書の写し、67ページに公図の写し、68ページに現況写真、69ページに写真撮影方向図の写し、70ページに位置図、71ページに7月2日利用状況調査時に撮影した現況写真を添付しておりますので参考に願います。</p> <p>以上で受付番号3号の説明を終わります</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を8番佐藤委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第18号、受付番号3号について、現地調査の結果を報告します。</p> <p>所有者の労働力不足により、杉苗を植林したことから、現在は山林状態であり、</p>

	<p>農地への復元は困難と思われます。</p> <p>よって、非農地証明の交付は問題ないと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第18号、受付番号第2号及び第3号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第18号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和3年第7回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 3年 7月 12日

議長 日向 將行

署名者 下村 勇一郎

署名者 工藤 勉